

○桐生市総合戦略推進委員会設置要綱

(平成 27 年 7 月 21 日施行)

改正 平成 29 年 4 月 1 日 平成 31 年 2 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日 令和 3 年 7 月 7 日
令和 3 年 10 月 18 日

(設置)

第 1 条 人口減少社会における本市の人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条の規定に基づき桐生市が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略等」という。)に関して、必要な事項の調査、検討及び調整のため、桐生市総合戦略推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略等の最終案の検討に関すること。
- (2) 総合戦略等の推進、検証及び見直しに関すること。
- (3) その他総合戦略等の策定及び推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、住民、関係行政機関の職員及び産業、教育、金融、労働、報道等の分野における学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、議長が認めた者を委員の代理人として出席させることができる。

3 会議は、委員(前項の代理人を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は、公開するものとする。ただし、公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害されるおそれがある場合には、委員会の決定により、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

(下部組織)

第7条 委員長は、総合戦略等の推進を図るため、必要に応じて委員会の下部組織として、ワーキンググループを設置することができる。

2 前項のワーキンググループは、第3条に規定する委員の一部のほか、公募により選出した市民等で構成し、会議の運営については、第5条及び第6条の規定を準用する。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、共創企画部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月21日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 令和元年7月31日に現に委員である者の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月1日)

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月7日)

この要綱は、令和3年7月7日から施行する。

附 則(令和3年10月18日)

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。